4月9日～12日までの
「避難区域見直しに関する住民懇談会」
資料から抜粋

避難解除準備区域	居住制限区域	帰還困難区域
●年間積算線量 20 ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域（空間線量率が 1 時間当たり 3.8 マイクロシーベルト以下）	●年間積算線量が 20 ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域（空間線量率が 1 時間当たり 3.8 マイクロシーベルト超 9.5 マイクロシーベルト以下）	●5 年間を経過してもなお、年間積算線量が 20 ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が 50 ミリシーベルト超の地域（空間線量率が 1 時間当たり 9.5 マイクロシーベルト超）

区域見直し後の避難費用及び精神的損害		
●避難を継続する者と移住しようとする者に差を設けない ●避難費用は、これまでと同様、原則として必要かつ合理的な範囲の実費		
精神的損害（慰謝料）		
●月額ひとり 10 万円	●月額ひとり 10 万円、2 年分を一括し 240 万円も可	●一括してひとり 600 万円（避難の長期化等個別具体的事情により上回る場合が認められ得る）
●解除後に賠償の対象となる期間は、今後の状況を踏まえて判断し、当該期間内は個々の　避難者がどの時点で帰還したかを問わず一律に賠償		

不動産の価値の喪失または減少等について	
●避難指示解除までの期間等を考慮して価値減少率を推認	●価値減少率を 100％（全損）と推認
●居住用の建物は再取得価格を考慮するなど合理的に評価	

区域の運用について		
①住民の一時帰宅（ただし宿泊は禁止）、通過交通、公益目的の立入（インフラ復旧や各種施設の整備など）が可能	①基本的に現在の計画的避難区域と同様の運用を行う	①区域境界において、バリケードなど物理的防護措置を実施し、住民に対して避難の徹底を求める。
②製造業等の事業再開（病院、福祉施設、店舗等居住者を対象とした事業については再開の準備に限る）、営農の再開（稲の作付け制限及び除染の状況、村からの指示や要請も踏まえて対応）、これらに付随する保守修繕、運送業務（例：自宅の修繕工事や引っ越し事業者による荷物の持ち運び等）などが可能	②住民の一時帰宅（ただし、宿泊は禁止）、通過交通、公益目的の立入り（防災上不可欠な施設や基幹道路等の復旧など）が可能	

※「避難区域見直しに関する懇談会」配布資料より作成

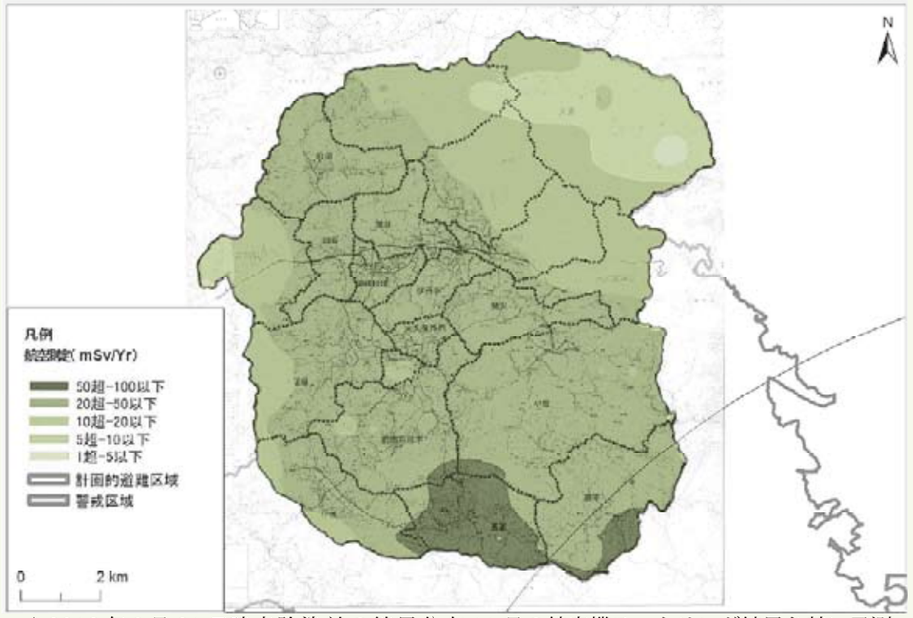

▲2012 年 3 月 31 日時点除染前の線量分布 11 月の航空機モニタリング結果を基に予測（国提出資料より）

人権擁護委員はみなさんの問題解決のお手伝いをします

◀委嘱を受けた菅野茂さん

菅野　茂さん（関根・松塚）が、平成24年4月1日付で法務大臣から、新たに、人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員は、地域のみなさんの人権が侵害されないように注意を払い、もし、人権が侵害された時は、相談を受けて被害救済のための適切な処理を行います。

また、街頭啓発、講演会、座談会などを通じて、人権についての理解を深めてもらうための活動にも務めています。

相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。

村の人権擁護委員

- 草野周一　さん
- 北原康子　さん
- 佐藤敏子　さん
- 菅野　茂　さん

（平成 24 年 4 月 1 日現在）

★★★